

地域医療介護総合確保事業（医療分）補助金（病院内保育所運営事業）実施要領

（目的）

第1 県は、病院及び診療所に従事する職員（以下「病院等従事職員」という。）の離職防止及び再就職の促進を図るため、第4に定める実施主体が行う病院内保育施設の運営事業について、当該実施主体に対して予算の範囲内において病院内保育所運営事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、地域医療介護総合確保事業（医療分）補助金交付要綱（以下、「補助要綱」という。）、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和38年宮城県条例第23号）、社会福祉法人に対する補助金交付規則及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（補助対象事業）

第2 補助対象事業は第4に掲げる実施主体が第1に掲げる目的をもって職員等の委託を受けて乳児又は幼児に対し必要な保護を行う事業（以下「病院内保育所運営事業」という。）とする。ただし、市町村認可事業である「子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業に対する給付」等との重複補助は認めない。また、平成26年4月以降に都道府県労働局が実施する「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」を受給した場合には、補助の対象外とする。

（補助対象施設）

第3 補助対象施設は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は、法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者が運営をする病院内保育施設（近辺の他の病院又は診療所の医療従事者が共同利用することを目的として一医療施設が設置した病院内保育施設を含む。）であって、第7に掲げる病院内保育施設の種別に該当し、原則12か月運営し、かつ保育料として1人当たり原則平均月額10,000円（日額等の場合は、それに相当する金額とする。）以上徴収している施設とする。

運営月数の算定に当たっては、その月における開所日数がおおむね15日以上である場合には1か月として算定して差し支えないものとし、また保育料とは保育に要する費用の保護者負担額（給食費を含む。）をいう。

（実施主体）

第4 この事業の実施主体（以下「補助事業者」という。）は、国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、国家公務員共済組合及びその連合会、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、健康保険組合及びその連合会、社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）、医療法人、学校法人、独立行政法人（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。）、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人とする。

(補助対象等)

第5 病院内保育所運営事業補助金の交付対象となる経費及び補助率は別表のとおりとし、補助額は次により算出する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表1の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 前号により選定された額に別表1の第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(事業計画の提出)

第6 知事は、当該年度に補助を希望する補助事業者に対して、必要に応じ当該年度の施設運営に係る事業計画の提出を求めることがある。

なお、その場合の様式については補助要綱のとおりとし、提出書類及び提出時期等については、別に定める。

(病院内保育施設の種別)

第7 病院内保育施設の種別は以下の表の通りとする。種別を決定するに当たっては、各基準項目を全て満たしていなければならない。

なお、保育児童数の算定に関しては、第3の補助対象施設に従事する職員(当該補助対象施設に勤務する職員であって、人事異動等により他の施設の勤務となった職員も含む)の児童であって、年間の平均保育児童数が各種別の基準値以上あれば、各月において基準値未満(補助年度の半分以上の月数に達する場合は除く)であっても各種別に該当するものとする。

基準項目 種別	保 育 児 童 数	保 育 時 間	保育士等数
A型特例	1人以上4人未満	8時間以上	2人以上
A 型	4人以上	8時間以上	2人以上
B 型	10人以上	10時間以上	4人以上
B型特例	30人以上	10時間以上	10人以上

(24時間保育)

第8 24時間保育は、終日いずれの時間帯においても、第2に掲げる保育サービスを提供するものとする。

(休日保育)

第9 休日保育は、次の各号に掲げる日に第2に掲げる保育サービスを提供するものとする。ただし、次の各号に掲げる日であっても、診療日として表示する日を除く。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)第3条に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日(前号に掲げる日を除く。)

(病児等保育)

第10 病児等保育は次の各号のとおりとする。

(1) 対象児童

ア 医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な病院内保育所に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童。

イ 保育所に通所している児童ではないが、アと同様の状況にある児童（小学校低学年児童等を含む。）。

(2) 対象疾患等

感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染症疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。

また、原則として7日まで連続して保育することができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、7日を超えて保育できるものとする。

(3) 施設

病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。また、安静室は病児等が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1.65㎡以上であること。

(4) 職員配置等

ア 病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を1人以上配置すること。

なお、病児等の児童数が2人を超える場合には、病児等2人に対し看護職員1人の配置を基本とすること。

イ 児童の受け入れに当たっては、当該施設等の医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。

ウ 体温の確認等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。

エ 他の児童への感染の防止に配慮すること。

(5) 利用事務手続等

ア 利用事務手続きについては、実施施設毎に定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。

イ 利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続きは、事後であっても差し支えないものとする。

(6) 保育料の徴収

病児等保育の実施に係る費用については、1日当たり3,200円以内で保護者より徴収するものとする。（ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げないものであること。）

(7) その他

病院等従事職員の委託を受けて病児等保育を実施する他に、市町村等の保育担当部局や施設周辺の保育所等と情報交換を行い、実情に応じて病児等児童の保育受け入れを行うものとする。

(緊急一時保育)

第11 緊急一時保育は次の各号のとおりとする。

(1) 対象児童

24時間保育を実施していない病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の乳児、幼児又はおおむね10歳未満の児童であつて、医療機関からの緊急呼び出しにより勤務を要することにより家庭で育児を行うことが困難な児童

(2) 対象となる保育

病院内保育所があらかじめ契約をしている保育を提供する事業者と契約をしており、かつ保育提供者への支払を当該病院内保育所の会計で行い、前号の児童を保育したことにより病院内保育所がその利用に要する費用の全部又は一部を負担した場合とする。

(3) 緊急一時保育の対象となる保育提供事業者

認可外保育施設、民間ベビーホテル、民間ベビーシッター会社、家庭福祉員及び家政婦(夫)等の保育提供事業者が行う保育を対象とし、公立保育所、認可保育所、都道府県又は市区町村が行う行政措置及び家庭並びに同居の親族が行う保育については対象としない。

(児童保育)

第12 児童保育は次の各号のとおりとする。

(1) 対象児童

ア 病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の児童であつて、かつ、医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な児童(以下「放課後児童」という。)

イ アに規定する児童は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項で規定する放課後児童健全育成事業の対象児童とする。

(2) 施設

児童保育を行うために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設けて、放課後児童の衛生及び安全を確保することとする。

(3) 職員配置

放課後児童の保育に専従する職員(児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい)を1人以上配置すること。

附 則

- 1 この要領は、平成27年1月19日から施行し、平成26年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要領は、平成28年1月18日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年11月9日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和2年2月6日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年9月22日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1

1 基 準 額	2 補 助 対 象 経 費	3 補 助 率
各病院内保育所運営事業につき、1により算出した額から別表2に定める保育料収入相当額を控除した額に、病院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と2により算出した加算額の合計額 1 基本額 (A型特例) 1人×214,600円×運営月数 (A型) 2人×214,600円×運営月数 (B型) 4人×214,600円×運営月数 (B型特例) 6人×214,600円×運営月数 2 加算額 (24時間保育を行っている施設) 23,410円×運営日数 (休日保育を行っている施設) 11,630円×運営日数 (病児等保育を行っている施設) 187,560円×運営月数 (緊急一時保育を行っている施設) 20,720円×運営日数 (児童保育を行っている施設) 10,670円×運営日数	1 病院内保育所の運営に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、委託料(上記経費に該当するもの。)とする。 2 補助対象となる経費は、交付決定の日が属する県の会計年度(4月1日から3月31日まで)の病院内保育所運営に要した上記1の経費とする。	2/3

注) 1 A型、A型特例、B型及びB型特例いずれの場合においても、病院等従事職員の子のみが補助対象児童となり、それ以外の子(例:同一法人内で運営する病院以外の施設に勤務する職員の子等)については、当該補助金に係る補助対象児童としては算定しない。

2 負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期余剰金を、補助を受けようとする年度の病院内保育所運営費に係る設置者負担額(当該補助金交付前の額)で除した数値とする。

ただし、病院内保育施設運営費は、病院内保育施設運営費支出予定額と以下に定める標準経費とを比較して少ない方の額とする。

「標準経費」＝保育士等の数×標準人件費＋その他の経費

(1) 保育士等の数は、当該年度の4月1日(土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。)現在の病院内保育施設利用職員の児童数を、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数で除して得た数値(小数点第2位を四捨五入する。)とする。

ただし、算出された保育士等の数がA型特例及びA型にあつては2人、B型にあつては4人、B型特例にあつては10人を下回る場合は、当該病院内保育施設

の保育士等の数は、A型特例及びA型2人、B型4人、B型特例10人とする。

(2) その他の経費は、病院内保育施設運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費のうちの都道府県が認めた額とする。

ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等病院内保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。

(3) 標準人件費は、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費とする。

○病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数算出基準児童数
2.6人

○病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費
年額3,186,000円

(4) 負担能力指数による調整率は、以下の表の通りとする。ただし、病院内保育施設設置後3か年を経過していない施設にあっては適用しない。

区 分	負 担 能 力 指 数	調 整 率
基 本 額	5未満	1.0
	5以上20未満	0.8
	20以上	0.6

別表2

保育料収入相当額は、24,000円に保育月数を乗じた金額の合計額とする。また、保育料収入相当額の算出にあたっては、対象となる上限の人数は下表のとおりである。

種 別	保育児童
A型特例	1人
A型	4人
B型	10人
B型特例	18人